

土地利用承認書

地 政 第44号
平成 27 年 4 月 30 日
(地域政策課扱い)

株式会社キリシマ
代表取締役鎌田 善政様

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

貴社から、平成 27 年 1 月 27 日付けで提出された土地利用協議書については、鹿児島県土地利用対策要綱(昭和 49 年 12 月 24 日公告)の別表第 2 の基準に適合すると認められるので、同要綱第 5 条第 1 項の規定により承認し、下記のとおり通知します。

記

- 1 承認番号 第7号
- 2 土地の利用目的 太陽光発電施設
- 3 土地の所在地 霧島市霧島氷水字トンダン 3584 番 1 外 242 筆
- 4 面積 145.2168 ヘクタール
- 5 必要な許認可・遵守事項等

(1)鹿児島県環境基本条例第 6 条の事業者の責務に基づき、環境に十分配慮すること。

鹿児島県環境基本条例(平成 11 年 4 月施行)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用によって、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する環境の保全及び形成に関する施策に協力するものとする。

(2) 事業の実施に当たっては、「鹿児島県環境基本計画」に基づく環境への配慮事項を十分勘案すること。

(3) 環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業を行う場合は、県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行う必要があるので、事業計画の変更を行う場合は、事前に環境林務課に相談すること。

[対象事業の例]

その他土地の改変の事業

- ① 自然公団法に規定する特別地域等の特定地域においては、土地の区画又は形質を変更するもので一団の土地の区域の改変の面積が30ヘクタール以上であるもの。
- ② ①以外の地域においては、40ヘクタール以上であるもの。
- (4) 工事に当たっては、特に降雨時における土砂・濁水が公共用水域に影響を及ぼさないよう努めるとともに、工事現場周辺及び資材運搬に使用する道路周辺において騒音、振動及び粉じんの影響を軽減するよう努めること。
- (5) 環境の保全の観点からも、積極的な植栽（在来種）に努めること。

(環境林務課)

- (6) 一般廃棄物の処理に際しては、市町村の一般廃棄物処理計画との整合が回られるよう、市町村衛生担当課と協議すること。
- (7) 発生する産業廃棄物については適正に処理すること。

(廃棄物・リサイクル対策課)

- (8) 平成27年3月11日付け自保第28-54号で、県自然環境保全条例第24条第1項に基づく開発行為届出の受理通知済。
- (9) 「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物が生息・生育していないか事前に確認し、確認された場合は自然保護課へ情報提供を行うこと。
- (10) 指定希少野生動植物以外の希少な野生動植物の生息・生育が確認された場合についても、その保護を図るための必要な措置を講じるよう努めていただきたい。

(自然保護課)

- (11) 3,000平方メートル以上の土地の形質の変更（宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等）を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出を行うこと。（当該土地の形質変更に着手する日の30日前までに環境保全課へ）（※届出済）
- (12) 土壌汚染対策法の規定によらない自主調査の結果、土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないことが判明している土地は、同法第14条第1項の規定に基づき、要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請を土地の所有者等が行うことができるので、事前に環境保全課に相談すること。
- (13) 騒音規制法、振動規制法関係の届出について、霧島市と協議すること。

(環境保全課)

- (14) 区域内の森林が森林施業計画又は森林経営計画の認定を受けている場合は、森林法第12条他の規定による計画の変更が必要となることがあるので、県始良・伊佐地域振興届又は霧島市と協議すること。
- (15) 当該協議地の森林における林業関係事業の有無について、県始良・伊佐地域振興局又は霧島市と協議すること。

(森林経営課)

(16) 当該協議地及びその周辺の土地において、開発行為に係る地域森林計画対象森林が1ヘクタールを超える場合は、森林法第10条の2第1項の規定により、林地開発許可申請が必要である。この場合、森林の配置、調整池設置の検討等、許可基準に適合するよう計画すること。なお、協議地の一部について、平成5年3月1日付けで株式会社キリシマに対して林地開発許可がなされており、現在、開発目的の変更等に伴う林地開発変更許可申請中である。

(17) 当該協議地は、保安林を含むため、土地の形質の変更を行う場合は、保安林を避けた計画とすること。

「保安林該当箇所」

①尾入 1010 番 2

- ・指 定：昭和 33 年4月6日
- ・保安林種：上流
- ・面 積：0.0439ha

②見入 1014 番 1

- ・指 定：昭和 11 年5月 28 日
- ・保安林種：上流
- ・面 積：0.0407ha

(18) 当該協議地の周辺の土地において、治山施設がある場合は、これらを避けて、開発の計画を立てること。

(森づくり推進課)

(19) 平成5年2月に大臣許可(農地法第5条)済みの農地が含まれる。(当初ゴルフ場)造成後、太陽光発電施設を設置する前までに事業承継の農地転用事業計画変更承認申請(大臣)、及び新たな農地法第5条の農地転用許可申請(大臣)の提出が必要である。

(※太陽光パネル設置工事前に手続きを終える必要がある)

(農村振興課)

(20) 土石流危険渓流に該当するので、土砂災害に注意すること。

(砂防課)

(21) 建築物の建築を目的として、10,000 平方メートル以上の区画形質の変更(※)を行う場合は、都市計画法第 29 条に基づく許可手続きの要否、基準の適否について、建築課と協議を行う必要かおる。

(22) 建築物を建築する場合は、始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課建築係と協議すること。

※ 区画形質の変更とは

区画の変更とは、公共施設となる道路や公園を設置する場合、形の変更とは、50 センチメートル以上の切土及び盛土の土地造成がある場合、質の変更とは、宅地以外(農地、山林、雑種地等)の地目を宅地とする場合をいう。

(建築課)

(23) 計画地内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は含まれていないが、埋蔵文化財はその性質上

未発見の場合もあるので、工事中に発見された場合は、現状を変更することなく、遅滞なく、文化財保護法第96条又は開法第97条の規定による届出又は通知が必要で、その取扱いについては当該地を所管する霧島市教育委員会と協議すること。

(文化財課)

(24) 地元の理解を得ながら事業を進めること。

(エネルギー政策課)

(25) 霧島市所有の法定外公共物(里道)の施工同意書について、現在、事前同意書(平成27年4月27日付け耕第33号)であるため、本同意を取得した場合は、その写しを速やかに始良・伊佐地域振興局企画課へ提出すること。

(26) 本件に関し、開発協定その他の協定を締結した場合は、その写しを始良・伊佐地域振興局総務企画課へ提出すること。

(27) 工事着手・しゅん工時に鹿児島県土地利用対策要綱事務処理要領第5条に規定する開発行為着手・開発行為しゅん工届を始良・伊佐地域振興局総務企画課へ提出すること。

(地域政策課)

(28) 工事中及び事業開始後に発生する廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

(始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部)

(29) 開発行為に係る地域森林計画対象森林が1ヘクタール以下の場合は、森林法第10条の8他に基づき伐採届出書を霧島市へ提出する必要がある。

(30) 当該届出地及び周辺の土地において、開発行為に係る地域森林計画対象森林が1ヘクタールを超える場合は、森林法第10条の2第1項の規定に基づき、林地開発許可が必要である。

(始良・伊佐地域振興局農林水産部)

6 霧島市からの意見は以下のとおり。

(1) 総合的意見

関係法令を遵守し、関係機関との協議や必要な手続きについては遺漏のないよう留意すること。また、周辺住民の理解が得られるよう努め、苦情や紛争等が生じた場合は誠意を持って事業者等で対応すること。

(2) 当該地及び周辺部における公共施設計画について

太陽光発電施設及び調整池の設置に伴う市道(現道及び付替え道路)については、事前に協議を行うこと。

(3) 公害防止計画について

ソーラーパネルの設置作業及び設置後の管理運営については、騒音振動その他公害防止関係法令を遵守すること。

(4) 防災施設等に係る設計について

各調整他の安全対策については十分考慮すること。

(5) 自然環境保全について

ア 周辺地域の景観や自然環境を損ねることがないように十分留意すること。

イ 雑草の草取り等、定期的な敷地の管理に努めること。

ウ 土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更届出害について、県知事に届出をすること。

エ 環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する際は、事前に環境影響評価を実施する必要があるため、県知事に届出を行うこと。

オ ゴルフ場計画で造成した太陽光発電に利用しない部分及びこれまで雨水により浸食した部分について、土砂流出防止のため緑化及び植林を行うこと。

(6) 住民の意向

周辺住民に十分な説明を行うこと。また、災害が発生しないよう万全を期すこと。

(7) その他の事項

ア 霧島市と開発協定を締結すること。

イ 防災計画や環境保全に関する事など、周辺に影響を及ぼすことが考えられる事項等については、周辺住民及び地権者に事前に十分説明を行うこと。

ウ 今回協議の対象となっている事業計画地については、これまでの経緯もあり、周辺住民より事業者に対し、環境に対する具体的な事項等についての協議の申し出がなされることが想定されるので、周辺住民の理解が得られるよう努めること。

エ 開発に伴う苦情や紛争等が生じないよう配慮するとともに、万一生じた場合は申請者において対処すること。

オ 防災計画を遵守し、防災体制を確立し、周辺に影響がないよう必要な措置を講ずること。

カ 工事中及び完了後の土砂流出には十分配慮し、対策を講ずること。

キ 防災施設（調整池）については、貯留機能を確保するように維持管理を行うこと。

ク 申請地は、土砂災害危険区域及び山地災害危険地区を含んでいるため、留意すること。

ケ 工事途中において遺跡・遺物等が出土した場合は、現状を変更することなく、速やかに教育委員会に連絡すること。

コ 地域森林計画対象民有林となっている為、立木を伐採する場合は、伐採する30日から90日前までに、森林法第10条の8第1項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林届出書を市に提出すること。ただし、森林経営計画に掲載されている場合や、過去に造林事業の実績がある場合には、森林組合等への届出が必要である。

サ 伐採後の転用面積が1ヘクタール以上の場合は森林法第10条の2第1項の規定に基づき、林地開発の許可申請を県へ行うこと。この林地開発許可を受けた場合は、伐採及び伐採後の造林届出書を市に届出する必要はない。

シ 建築物、耕作物確認申請が必要な場合には、その手続きを行うこと。

ス 農地法に基づく手続き（事業計画変更）について、遺漏のないように留意すること。